（別記）

令和８年度奈良市地域農業再生協議会水田収益力強化ビジョン

１　地域の作物作付の現状、地域が抱える課題

当該地域の農地分布は、地理的・社会的条件から西部、南部、北東部、南東部の地区に大別される。北東部地区、南東部地区及び南部地区では農業が中心的産業であり、特に、北東部地区は茶、南東部地区は水稲が多く生産されている。一方、西部地区では市街化区域内農地も多く、市街化の拡大に伴って農地の宅地等への転用が増加している。このことから地域間の構造的差異が大きく、地区ごとにその特性や意欲ある農業者の主体的な取組を活かした振興策を講じていくことが必要である。

２　高収益作物の導入や転換作物等の付加価値の向上等による収益力強化に向けた産地としての取組方針・目標

〇適地適作の推進

・比較的整備がされた水田が多い南東部地区等では、飼料用米や加工用米といった新規需要米の作付を推進することで転作作物の面積拡大を図る。

・市街地周辺にある水田については、出荷の有利性を活かし、直売所やスーパー等への出荷を前提とした野菜等の高収益作物への転換を図る。

〇新たな市場・需要の開拓

・現在一部の農業者が取り組んでいる酒造用米、輸出用米等の取組について、実需者のニーズに応じて、順次地域内の他の農業者にも推進していく。

３　畑地化を含めた水田の有効利用に向けた産地としての取組方針・目標

当市の水田利用状況は、南東部地域では従来から盛んに水稲生産が行われてきたこともあり、現在でも引き続き良質な米生産が行われている。近年では一部水田において飼料用米の生産という形で転作がされている。

一方、北東部及び西部地域では南東部地域と比較すると、いちごや野菜等の高収益作物への転換がやや進んでいるが、耕作ができずに放置され荒廃している農地も多数見られる。

これらの利用状況を踏まえて、基本的には水田は水田として維持し、特別な機械等の新規導入が不要な飼料用米等の作物で転作を推進する。

また、環境への影響に配慮しつつ地力や生産性の向上を図るため、地力増進作物の作付や水稲作付水田と転換作物作付水田の計画的なローテーションを推進する。

水田の利用状況については水稲生産実施計画書での確認に加え現地確認での現況を点検確認し、長期に渡って畑作物（高収益作物）の生産がされている水田等については、所有者の意向を確認し、必要に応じて畑地化の取組を行う。

４　作物ごとの取組方針等

（１）主食用米

前年の需要動向や集出荷業者等の意向を勘案しつつ、消費者のニーズに応じた安全で安心して食べられるおいしい米など付加価値の高い米作りを計画的に推進する。

（２）備蓄米

当市において作付計画なし。

（３）非主食用米

ア　飼料用米

主食用米の需給減が見込まれる中、飼料用米を転作作物の中心作物に位置付ける。また、飼料用米の生産拡大にあたっては、産地交付金を活用した導入推進を図る。

イ　米粉用米

主食用米の需給減が見込まれる中、米粉用米を転作作物の中心作物に位置付ける。また、米粉用米の生産拡大にあたっては、産地交付金を活用した導入推進を図る。

ウ　新市場開拓用米

市場動向や農業者の意向を踏まえながら、作付面積が増加するよう啓発を行う。また、新市場開拓用米の生産拡大にあたっては、産地交付金を活用した導入推進を図る。

エ　WCS 用稲

主食用米の需給減が見込まれる中、WCS 用稲を転作作物の中心作物に位置付ける。また、WCS 用稲の生産拡大にあたっては、産地交付金を活用した導入推進を図る。

オ　加工用米

市場動向や農業者の意向を踏まえながら、作付面積が増加するよう啓発を行う。また、加工用米の生産拡大にあたっては、産地交付金を活用した導入推進を図る。

（４）麦、大豆、飼料作物

排水対策を積極的に進め、生産の組織化、作付の団地化を推進しながら生産性の向上に努め、収量及び品質の向上を図る。また生産拡大にあたっては産地交付金を活用した導入推進を図る。

（５）そば、なたね

市場動向や農業者の意向を踏まえながら、現行の作付面積より増加するよう啓発を行う。また、生産拡大にあたっては、産地交付金を活用した導入推進を図る。

（６）地力増進作物

環境への影響に配慮しつつ、地力や生産性の向上を図るため、地力増進作物による土壌管理を行う。また生産拡大にあたっては産地交付金を活用した導入推進を図る。

（７）高収益作物

都市近郊の立地条件を活かし、地産地消を推進することにより産地形成を図る。
また、生産拡大にあたっては、産地交付金を活用した導入推進を図る。

・いちご

本地域の特産物であるいちごについてブランド化を推進し、省力栽培技術の向上等を進め、高付加価値化を推進する。また、生産拡大にあたっては、産地交付金を活用した導入推進を図る。

（８）畑地化

国の支援事業である畑地化促進助成及び定着促進支援事業などを活用しながら、水田を畑地化していちごなどの高収益作物の本作化に取り組む農業者への支援を図る。

５　作物ごとの作付予定面積等　～　８　産地交付金の活用方法の明細

別紙のとおり

※　農業再生協議会の構成員一覧（会員名簿）を添付してください。

別紙

５ 作物ごとの作付予定面積等

（単位:ha）

作物等	前年度作付面積等		当年度の作付予定面積等		令和８年度の作付目標面積等	
		うち二毛作		うち二毛作		うち二毛作
主食用米	961.9		970.0		950.0	
備蓄米	0.0		0.0		0.0	
飼料用米	3.0		13.0		14.5	
米粉用米	0.4		0.9		1.1	
新市場開拓用米	0.0		0.0		0.7	
WCS用稲	4.1		8.0		10.0	
加工用米	2.8	2.3	10.0	2.3	12.8	2.0
麦	3.4	0.2	5.0	1.0	5.5	1.0
大豆	2.1	0.0	3.0	0.8	4.0	0.8
飼料作物	0.0		0.0		0.1	
・子実用とうもろこし	0.0		0.0		0.1	
そば	0.0		0.1		0.1	
なたね	0.0		0.0		0.1	
地力増進作物	0.0		0.0		0.2	
高収益作物	123.0		152.0		185.5	
・野菜	106.7		130.0		160.0	
・花き・花木	7.7		10.0		11.0	
・果樹	7.1		10.0		11.5	
・その他の高収益作物	1.5		2.0		3.0	
その他	3.5		3.7		2.7	
・茶	1.4		1.5		0.5	
・その他豆類	0.6		0.6		0.6	
・その他永年性作物	1.5		1.6		1.6	
畑地化	3.8		3.8		0.1	

６　課題解決に向けた取組及び目標

整理番号	対象作物	使途名	目標		
				前年度（実績）	目標値
1	いちご	特産物振興助成	作付面積の拡大	（令和７年度） 2.38ha	（令和８年度） 5.00ha
2	野菜類・果樹・花き・その他高収益作物（別表１のとおり）	地域振興作物助成	作付面積の拡大	（令和７年度） 5.02ha	（令和８年度） 12.00ha
3	飼料用米	飼料用米団地化助成	作付面積の拡大	（令和７年度） 2.97ha	（令和８年度） 11.00ha

※　必要に応じて、面積に加え、取組によって得られるコスト低減効果等についても目標設定してください。
※　目標期間は３年以内としてください。

7　産地交付金の活用方法の概要

都道府県名：奈良県

協議会名：奈良市地域農業再生協議会

整理番号	使途 ※1	作期等 ※2	単価 （円/10a）	対象作物 ※3	取組要件等 ※4
1	特産物振興助成	1	20,000	いちご	助成対象作物を出荷・販売目的で生産する販売農家
2	地域振興作物助成	1	10,000	野菜類・果樹・花き・その他高収益作物 （別表1のとおり）	助成対象作物を出荷・販売目的で生産する販売農家
3	飼料用米団地化助成	1	1,000	飼料用米	多収品種・区分管理で概ね80a以上団地化して作付していること

※1　二毛作及び耕畜連携を対象とする使途は、他の設定と分けて記入し、二毛作の場合は使途の名称に「〇〇〇（二毛作）」、耕畜連携の場合は使途の名称に「〇〇〇（耕畜連携）」と記入してください。
　　ただし、二毛作及び耕畜連携の支援の範囲は任意に設定することができるものとします。
　　なお、耕畜連携で二毛作も対象とする場合は、他の設定と分けて記入し、使途の名称に「〇〇〇（耕畜連携・二毛作）」と記入してください。
※2　「作期等」は、基幹作を対象とする使途は「1」、二毛作を対象とする使途は「2」、耕畜連携で基幹作を対象とする使途は「3」、耕畜連携で二毛作を対象とする使途は「4」と記入してください。
※3　産地交付金の活用方法の明細（個票）の対象作物を記載して下さい。対象作物が複数ある場合には別紙を付すことも可能です。
※4　産地交付金の活用方法の明細（個票）の具体的要件のうち取組要件等を記載してください。取組要件が複数ある場合には、代表的な取組のみの記載でも構いません。

（別表1）

〇水田活用の直接支払交付金（地域振興作物）対象作物

【奈良市地域農業再生協議会】

分類名	作物名	備考
野菜類	青さやインゲン、赤ネギ、アスパラガス、ウリ、エダマメ、サヤエンドウ、オクラ、カイワレダイコン、カブ、カボチャ、カラシナ、カリフラワー、カンショ（サツマイモ）、キャベツ、キュウリ、ゴボウ、コマツナ、サトイモ、サニーレタス、シシトウ、シソ、ジネンジョ、シュンギク（キクナ）、ショウガ、スイカ、ズッキーニ、セロリ、ダイコン、タカナ、タマネギ、チンゲンサイ、トウガラシ、トウガン、トマト、ナス、ニガウリ（ゴーヤ）、ニラ、ニンジン、ニンニク、ネギ、ノザワナ、ハクサイ、パセリ、パプリカ、バレイショ、ピーマン、フキ、フキノトウ、太ネギ、ブロッコリー、ホウレンソウ、マコモタケ、マナ、ミズナ、未成熟トウモロコシ（スイートコーン）、ミョウガ、ミニトマト、メロン、モロヘイヤ、ヤマノイモ（ヤマトイモ）、ラディッシュ、ラッキョウ、リーフレタス、レタス、レンコン、キクイモ、シイタケ、その他野菜	
果樹	アケビ、アンズ、イチジク、ウメ、カキ、クリ、ザクロ、スモモ、西洋ナシ、日本ナシ、ビワ、ブルーベリー、モモ、ユズ、キンカン、レモン、プルーン、オウトウ、ヤマモモ、ギンナン、スダチ、デコポン、ブドウ、ウンシュウミカン、ナツミカン、ハッサク、イヨカン、リンゴ、キウイフルーツ、その他果樹	新植年度のみ対象
花き	花き（切花、花壇苗、鉢花）、芝、その他花き	
その他高収益作物	種苗類、エゴマ、黒大豆	

〈留意事項〉
①上記の表に、その他野菜のようにその他〇〇と記載があっても、必ず水稲生産実施計画書に作物名を具体的に記載してください。
②果樹の取り扱いは、対象水田において生産される場合で、令和8年度に当該品目を新植する水田です。
③産地資金対象作物の収穫年度に主食用水稲の生産を行った場合は、交付対象外です。現地確認により水稲の作付けがないことを確認してください。
④実績額が、予算配分枠を超過した場合には単価調整させていただきます。